

薬生水発 0329 第 1 号
令和 3 年 3 月 29 日

厚生労働大臣認可水道事業者
都道府県水道行政主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長
（ 公 印 省 略 ）

重層的支援体制整備事業担当部局との連絡・連携体制の構築等について

今般、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 52 号）により改正された社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援の 3 つの支援を一体的に実施する事業（以下「重層的支援体制整備事業」という。）が創設され、令和 3 年 4 月 1 日から施行される。

厚生労働省においては、「福祉部局との十分な連絡・連携体制の構築について」（平成 24 年 5 月 9 日付け健水発 0509 第 1 号。厚生労働省健康局水道課長通知）等を通じて、福祉部局との十分な連絡・連携体制の構築を要請してきたところであるが、依然として、生活に困窮する方に支援が届かず死亡等に至るという大変痛ましい事件が発生していることを踏まえ、重層的支援体制整備事業の実施に当たり、下記のとおり通知するので、貴事業者におかれては、法の趣旨や内容を理解いただき、重層的支援体制整備事業担当部局との連絡・連携体制の構築により一層努めていただくよう、願います。

また、各都道府県におかれては、貴管下の都道府県知事認可の水道事業者に対して、本件を周知いただくよう、願います。

さらに、各都道府県、指定都市及び中核市の民生主管部局長宛には「重層的支援体制整備事業と水道事業との連携について」（令和 3 年 3 月 29 日付け社援地発 0329 第 12 号。厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）により別紙のとおり通知されているので、お知らせする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の

規程による技術的な助言であることを申し添える。

記

1 地域共生社会とは

地域共生社会は、日本の社会保障の成り立ちや社会の変化を踏まえ、制度・分野の枠や、「支える側」と「支えられる側」という従来を超えて、人と人、人と社会のつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的なコミュニティや地域社会を創るという考え方である。

水道事業者については、これまでも、水道料金の収納や検針で地域を巡回する場合や料金の滞納等に関する相談に応じる場合等、業務の遂行に当たって生活困窮者を把握した場合には、料金未払いによる機械的な給水停止を回避する等の柔軟な対応を行うとともに、以下により、福祉部局との連絡・連携体制を構築しているものと認識している。

- ・ 「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための方策等について」（平成 24 年 5 月 11 日付け社援地発 0511 第 1 号。厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）
- ・ 「福祉部局との十分な連絡・連携体制の構築について」（平成 24 年 5 月 9 日付け健水発 0509 第 1 号。厚生労働省健康局水道課長通知）
- ・ 「生活困窮者自立支援制度と水道事業との連携について」（平成 31 年 3 月 29 日付け社援地発 0329 第 8 号。厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）
- ・ 「生活困窮者自立支援制度担当部局との連絡・連携体制の構築等について」（平成 31 年 3 月 29 日付け薬生水発 0329 第 1 号。厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長通知）

重層的支援体制整備事業の推進は、本人が社会とのつながりの中で、安心して生活ができる環境の整備、社会づくりをしていくことを目指すものである。

2 重層的支援体制整備事業との連携について

重層的支援体制整備事業の実施に当たり、貴事業者におかれては、次の（１）～（３）に示すとおり、市町村や多機関協働事業者等からの情報提供等の協力依頼に応じて、可能な範囲で積極的な対応をお願いしたい。なお、貴事業者において把握した情報を共有する場合等に当たっての留意事項は、３の（２）を参照すること。

(1) 多機関協働事業との連携

ア 多機関協働事業への協力について

重層的支援体制整備事業においては、市町村全体の支援関係機関が相互に連携し、本人や世帯に寄り添い、伴走支援する体制を構築していくことが重要となる。その上で、従来の支援体制では対応が難しい複雑化・複合化した事例については、本人同意を得た上で多機関協働事業者（※1）につなぎ、課題の解きほぐしや、包括的相談支援事業者（※2）をはじめとする支援関係機関間の役割分担を図ることにより、適切な支援を行うこととしている。

貴事業者におかれては、市町村、多機関協働事業者や包括的相談支援事業者からの情報提供等の協力依頼に応じて、可能な範囲で積極的な対応をお願いしたい。

なお、次の(2)及び(3)において、必要に応じてアウトリーチ支援事業者や参加支援事業者への情報提供についても協力をお願いしているが、貴事業者からどの支援事業者に情報提供を行えばよいか判断に迷う場合は、まずは多機関協働事業者への情報提供をお願いしたい。

(※1) 重層的支援体制整備事業を実施する市町村より、法第106条の4第4項の規定により、同条第2項第5号に掲げる多機関協働事業の委託を受けている事業者（市町村がこれらの事業を自ら実施している場合は当該市町村）

(※2) 重層的支援体制整備事業を実施する市町村より、法第106条の4第2項第1号のイからニまでに掲げる各事業の委託を受けている事業者（市町村がこれらの事業を自ら実施している場合は当該市町村）

イ 重層的支援会議・支援会議への参画等について

重層的支援体制整備事業の実施に当たっては、支援関係機関が連携して支援にあたるため、多機関協働事業者の呼びかけにより、重層的支援会議（重層的支援体制整備事業を適切かつ円滑に実施するために開催される非法定の会議をいう。以下同じ。）を活用し、複雑化・複合化した課題を抱える地域住民に対する支援を行うために必要な情報共有を行うとともに、支援関係機関間の役割分担を示した支援プランの適切性や支援プラン終結時の評価、社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討等を行うこととしている。

なお、情報共有に関して本人同意のない場合は、重層的支援会議ではなく、法第106条の6第1項に規定する支援会議を開催することとしている。この支援会議においては、同条第3項及び第4項において必要な情報の授受等を規定していること、同条第5項において構成員等に対する守秘義務を規定し

ていることから、本人同意の有無に関わらず、関係者間で支援に必要な情報共有等が可能とされている。

重層的支援会議・支援会議の構成員については、市町村や多機関協働事業者が、地域の実情や本人の抱える課題に応じ、支援関係機関等と調整の上決定されることとなる。

貴事業者におかれては、市町村や多機関協働事業者より重層的支援会議・支援会議の構成員として参画依頼があった場合は、積極的にご協力をお願いしたい。

(2) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業との連携

既に課題が複雑化した者への支援を行うだけでなく、課題の深刻化を防ぐために、自ら支援を求めることが難しい者や、課題に対する自覚がない者についても、早期に関わりを作り、支援を行うことが重要である。

重層的支援体制整備事業においては、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（法第106条の4第2項第4号）として、支援の手が届いていない者に対して、本人との関係性の構築に向けた支援を行う事業を実施することとしている。

貴事業者におかれては、アウトリーチ支援事業者（※）からの情報提供等の協力依頼に応じて、可能な範囲で積極的な対応をお願いしたい。

（※）重層的支援体制整備事業を実施する市町村より、法第106条の4第4項の規定により、同条第2項第4号に掲げるアウトリーチ等を通じた継続的支援事業の委託を受けている事業者（市町村が自ら実施している場合は当該市町村）

(3) 参加支援事業との連携

ア 参加支援の考え方

1の地域共生社会の理念に記載のとおり、個人の自律を叶えるためには、「柔軟な社会参加の実現」に向けた参加支援が重要であり、包括的な支援体制の構築を進めるに当たって強化すべき機能である。

この参加支援は、本人や世帯が、地域や社会と関わり方を選択し、自らの役割を見出すために多様な接点を確保することを目的とした支援であり、既存の事業としても、例えば、障害分野における就労継続支援B型事業や生活困窮分野における就労準備支援事業などが行われている。

イ 重層的支援体制整備事業における参加支援事業への協力について

重層的支援体制整備事業においては、多機関協働事業の利用者のうち、社会参加を進めるにあたって既存の参加支援の事業では対応できない狭間の

個別ニーズのある方について、地域の社会資源を活用し、本人や世帯が社会と継続的につながる機能を強化するため、新たに参加支援事業（法第106条の4第2項第2号）を実施することとしている。

この参加支援事業においては、本人のニーズや課題などを丁寧に把握した上で、地域の社会資源との間をコーディネートし、本人と支援メニューのマッチングを行うとともに、新たな社会資源を開拓したり、既存の社会資源の働きを拡充したりすることにより、本人や世帯のニーズや状態に合った支援メニューの充実を図ることを内容とする。

貴事業者におかれては、参加支援事業者からの情報提供等の協力依頼に応じて、可能な範囲で積極的な対応をお願いしたい。

（4）情報提供が必要と考えられる事象

各支援事業者からの情報提供等の協力依頼にあたっては、例えば、以下のような事象の把握等の依頼が考えられる。

ア 水道料金の収納や検針で地域を巡回する場合や料金の滞納等に関する相談に応じる場合等に生活に困窮する者等を把握した場合

イ 著しい使用水量の変動があり、家人と連絡を取ろうとしたが連絡がつかず、原因も不明である場合

ウ 水道料金の検針等で地域を巡回している際に、住宅から異臭、異音、子供の泣き叫び声がしている場合

エ そのほか、何らかの社会的問題を抱えていると思われるものの、支援関係機関等につながっている様子が感じられず、地域からも孤立していると感じられる場合

3 制度の理解促進等

（1）制度の理解の促進

貴事業者において、地域で孤立していたり、経済的に困窮している者を把握する可能性があるが、そのような者の中には、重層的支援体制整備事業による支援につなげる必要性のある者もいると考えられることから、重層的支援体制整備事業の主管部局による研修への参加等により制度への理解を深めることが望ましい。

また、都道府県においては、法第6条第3項において、市町村における重層的支援体制整備事業を含む地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供等の援助を行う責務を有していることを踏まえ、水道事業者と重層的支

援体制整備事業との連携体制の構築事例等に関する情報について、各都道府県域内水道事業者への共有等の必要な支援に努めていただきたい。

(2) 情報共有等にあたっての留意事項

貴事業者において、多機関協働事業者、アウトリーチ支援事業者、参加支援事業者等と、本人の同意が得られていない時点で双方において本人の情報共有を行う場合は、守秘義務がかけられた支援会議の場等で情報共有を行うこと。

なお、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）第 16 条（利用目的による制限）及び第 23 条（第三者提供の制限）で「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当する場合は個人情報保護法における制限の適用外とされているが、地方公共団体である水道事業者においては、条例に同様の規定がある場合は当該規定を適用すること等により、引き続き連携体制を構築して頂くようお願いしたい。